公募型比較見積合わせの執行について

大阪市西淀川区長　松田　和也

次のとおり、公募型比較見積合わせ（以下「比較見積」とする。）を執行する。

令和8年11月9日

1．案件情報		
	案件名称	トナーカートリッジ 外1点買入(その2)
	納入期限	令和8年12月28日（月曜日）
	納入場所	別紙仕様書のとおり
2．日程		
	見積書提出期間	令和8年11月17日午前9時00分 から 令和8年11月25日午後5時30分 まで（持参の場合、本市の休日を除く。）
	資格審査資料等提出期間	※本案件は資格審査資料の提出は必要ありません
	仕様書に関する質問期間	令和8年11月9日午後2時00分 から 令和8年11月13日午後5時30分 まで（持参の場合、本市の休日を除く。）
	質問方法	仕様書に関する質問方法は、質問書（任意書式）を持参・郵送・FAX・電子メールいずれかの方法により提出すること。 文書による提出先は、5．比較見積に係る各種手続きに関する問合せ先と同じ。 ※FAXの場合は送信後に着信を電話にて、5.比較見積に係る各種手続きに関する問合せ先の担当に確認すること。
		質問先電子メールアドレス　tk0003@city.osaka.lg.jp
	質問回答方法	質問の回答は、令和8年11月16日午後5時までに、西淀川区HP＜入札契約情報＜物品買入・借入・その他請負関係＜西淀川区役所窓口サービス課（住民情報担当）物品供給等公募型比較見積案件にて公表する。ただし、質問がない場合は掲載しない。
		該当ページのURL　https://www.city.osaka.lg.jp/nishiyodogawa/page/0000690043.html
3．比較見積参加資格		
	登録種目	令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）に以下のとおり登録されていること。 ・本市入札参加有資格者名簿（物品供給）の承認種別「26：OA機器・用品」で登録されていること。
	必要な許認可（登録）等	なし
	その他（実績要件等）	なし
4．比較見積参加申請		
	提出書類	物品供給見積書（以下「見積書」とする。）/誓約書
	提出方法	記入要領に従い作成した見積書に仕様書を添付、割印し、下記、書類提出場所に見積書提出期間の間に、持参又は郵送により提出すること。 ※**郵送の場合は、見積書提出期間内に到着した場合のみ有効**とする。
	提出書類交付場所	提出書類は、下記書類提出場所記載の窓口及び西淀川区HP＜入札契約情報＜物品買入・借入・その他請負関係＜西淀川区役所窓口サービス課（住民情報担当）物品供給等公募型比較見積案件にて交付する。
		該当ページのURL　https://www.city.osaka.lg.jp/nishiyodogawa/page/0000690043.html
	書類提出場所	大阪市西淀川区御幣島1－2－10 西淀川区役所窓口サービス課（1階4番窓口） TEL　06-6478-9963　FAX　06-6477-0636
5．比較見積に係る各種手続きに関する問合せ		
	西淀川区役所　窓口サービス課 （住民情報担当）	大阪市西淀川区御幣島1－2－10　（1階4番窓口） TEL　06-6478-9963　FAX　06-6477-0636

西淀川区公募型比較見積（物品供給等・業務委託）【共通事項】			
1. 比較見積参加資格	(1)		令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）に当該案件に応じた種目で登録されていること
	(2)	①	公告本文に定める比較見積参加資格要件をすべて満たすものであること
		②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
		③	見積書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を受けていないこと
		④	見積書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
	(3)		比較見積参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き見積書提出期限現在による。
	(4)		比較見積参加資格の審査は、見積書提出期限後に資格を確認する必要があると認められる者について行う。
	(5)		当区の指定する期限までに、公告本文に定める比較見積参加資格に定める資料等（以下「資格審査資料」という。）を提出できること
2. 比較見積参加手続等	(1)		見積書の提出等の手続きは、公告本文に定める比較見積参加申請のとおり行うこと。
	(2)		見積書提出後の辞退は認めない。
	(3)		仕様書等は、公告日以降に公告文に定める契約担当窓口又は当区ホームページよりダウンロードするものとする。
	(4)		仕様書等に対する質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。
	(5)		上記(2)～(3)によらない場合は、公告本文に定める。
3. 見積の方法等	(1)		見積書の提出期間は公告本文に定める。
	(2)		比較見積参加者がない場合は当該比較見積を取り止める。
	(3)		見積書の提出
		①	見積書は、見積金額等、必要な事項がすべて記載されたものを有効なものとして取り扱う。また、見積書作成及び提出にかかる費用は、見積参加者の負担とする。
		②	契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の8）に相当する額を加算した金額（加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、見積参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については108分の100）に相当する金額を記載すること
		③	見積書の記載は正確に行い、確認を行ってから提出を行うこと
		④	見積書の提出は、見積書提出期限までに完了すること
		⑤	見積書の提出にあたっては、締切日時までに余裕をもって行うこと
		⑥	一旦提出された見積書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
4. 比較見積の不調	比較見積の結果、契約相手方と認められるものがないときは、本案件を不調とし、再度の公告の検討を行うかを含め検討するものとする。		

5. 見積の無効	(1)	大阪市契約規則（昭和39年規則第18号）第28条第1項に該当する見積	
	(2)	１に定める比較見積参加資格を有しない者がした見積	
	(3)	本市が指定する様式以外で行った見積	
	(4)	指定する日時までに公告本文に定める提出書類を提出しなかった者がした見積	
	(5)	見積書提出日より見積書提出締切日時までの間において、見積参加者が次の項目に該当する場合	
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を受けている
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
	(6)	見積書提出締切日時までに当区に対し見積書錯誤理由を書面により提出し、当区が錯誤無効と認めた見積	
6. 比較見積参加資格の審査及び契約相手方の決定	(1)	見積書提出締切後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者を契約相手方とし、契約の決定を通知する。	
	(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者が2者以上あるときは、見積書提出締切日以降に、当区が指定する日時・場所において、くじにより契約相手方を決定するものとする。なお、同価で見積をした者の申出により、当該比較見積事務に関係のない当区職員が代わってくじを引くことができる。また、くじを引くことを辞退したものについては、その見積を無効とする。	
	(3)	見積書提出締切後、契約相手方決定までに、いずれかの比較見積参加資格要件を満たさなくなった場合は、見積参加資格を有しない者のした見積とみなし無効とする。	
	(4)	見積書提出締切後、契約相手方決定までの間に、比較見積参加者が次の項目に該当した場合は比較見積参加資格を有しない者のした見積とみなし無効とする。	
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を受けている
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
	(5)	契約相手方となった者は、正当な理由がある場合を除き、契約相手方となることを辞退することができない。	
7. 契約相手方の決定日	原則として、契約相手方の決定は見積書提出期間の締切日(くじ等の場合は、当区が別で定めた日時による）の翌営業日とし、契約相手方となった者に当区より直接連絡を行う。ただし、これによらない場合は、公告文で別途定めるものとする。		
8. 契約相手方の公表	原則として、契約相手方の公表は契約相手方の決定後、速やかに西淀川区ホームページ上にて行うこととする。また、公表内容は契約相手方及び契約金額のみとする。		
9. 契約保証金	契約金額の100分の5以上納付 ただし、政府公債、大阪市債等の提供若しくは金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。 また、大阪市契約規則第37条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。		
10. その他	(1)	提出された見積参加資格審査資料等は、当該比較見積に関する審査以外に使用しない。	
	(2)	契約相手方決定後契約締結までに、契約相手方が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。	
	(3)	契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。	
	(4)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則に定めるところによる。	